

## 外国人創業環境形成事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 外国人創業環境形成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るため、外国人の福岡市内での創業に係る事業所及び住居の確保を支援することにより、外国人の創業を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 次に掲げる行為をいう。
  - ア 個人が新たに事業を開始すること（ただし、イに掲げるものを除く。）。
  - イ 個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- (2) 創業日 個人事業者にあつては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出書を税務署長に提出した日を、会社にあつてはその設立の日をいう。
- (3) 外国人創業者 創業を行う外国人（外国の国籍を有する者をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 知識創造型産業 ソフトウェアの開発、半導体製品の設計その他の情報、知識等の知的資源を活用した事業をいう。
- (5) 健康・医療・福祉関連産業 医療機器、福祉機器、医薬品、保健機能食品等に関する事業をいう。
- (6) 環境・エネルギー関連産業 環境の保全及び創造並びにエネルギーに関する事業をいう。
- (7) 物流関連業 貨物の運送業及び倉庫業に関する事業をいう。
- (8) 貿易関連業 物品等の外国への輸出及び日本国内への輸入に係る取引に関する事業をいう。

### (補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、福岡市で創業した者であつて、次に掲げる要件の全てを満たす外国人創業者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2に定める「経営・管理」の在留資格により在留する者
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」と

- いう。)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 将来にわたって福岡市で事業継続する意思を有すること。
  - (4) 福岡市に居住し、又は居住予定の者
  - (5) 第6条第1項に規定する期間において、福岡市から他の条例、規則、要綱等に基づき、第7条の表の左欄の区分ごとに、当該各区分に相当する賃料に対する補助金又は交付金を受けていない者
  - (6) 福岡市税を滞納していないこと。

#### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 知識創造型産業
- (2) 健康・医療・福祉関連産業
- (3) 環境・エネルギー関連産業
- (4) 物流関連業
- (5) 貿易関連業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

#### (補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、外国人創業者の住居（以下「住居」という。）及び外国人創業者が創業を行うために使用する事業所（以下「事業所」という。）の賃料（共益費及び管理費を含む。以下同じ。）とする。ただし、創業日、外国人創業者が第8条に規定する書類を市長に提出した日、住居の賃貸借契約において定められた契約の期間の初日又は事業所の賃貸借契約において定められた契約の期間の初日のうちいずれか遅い日（以下「補助開始日」という。）から12月以内に必要なものに限る。

- 2 前項の補助開始日は、当該補助開始日が月の初日でないときは、当該補助開始日の属する月の翌月の初日とする。
- 3 第1項の住居及び事業所は、賃貸住宅等（賃貸住宅その他賃貸の用に供する建物をいう。以下同じ。）とする。
- 4 第1項の賃貸借契約の期間は、1年以上でなければならない。

#### (補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち、各月ごとに、次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄の補助額以内であって、かつ、同欄の上限額以下とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。ただし、福岡市にとって特に魅力ある創業事業であると市長が認めるときは、同表の左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる額を上限とする。

住居	補助額 1月当たりの賃料に2分の1 を乗じて得られた額 上限額 7万円	補助額 1月当たりの 賃料 上限額 14万円
事業所	補助額 1月当たりの賃料に2分の1 を乗じて得られた額 上限額 5万円	補助額 1月当たりの 賃料 上限額 10万円
住居兼 事業所	補助額 1月当たりの賃料に2分の1 を乗じて得られた額 上限額 12万円	補助額 1月当たりの 賃料 上限額 24万円

(創業事業認定の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、その者及びその者が創業した事業若しくは創業を予定している事業が第2条に規定する目的に適合し、第4条及び第5条に規定する要件を満たしていることの認定（以下「創業事業認定」という。）を市長より受けなければならない。なお、創業事業認定を受ける者は原則として公募により募集する。

2 創業事業認定を受けるためには、市長に対して、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて申請（以下「創業事業認定申請」という。）しなければならない。

- (1) 創業事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 入管法第19条の3に規定する在留カード
- (3) 次に掲げる事項を記載した事業計画
  - ア 事業の種類及び内容
  - イ 事業を行う地域
  - ウ 事業所の開設時期及び開設場所
  - エ 事業開始までの具体的な計画
  - オ 創業活動を行うために必要な資金の額及びその調達方法
  - カ 法人を設立する場合にあっては、役員になろうとする者の氏名、住所及び国籍並びに勤務形態
  - キ 国家戦略特別区域法施行令第18条第1号ハに規定する事業の規模に関する事項
  - ク その他事業の計画に関する事項
- (4) 前号の事業計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ア 創業活動の工程表
  - イ 申請をする者の履歴書
  - ウ その他参考となるべき書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(創業事業の認定)

第9条 市長は、創業事業認定申請があったときは、当該申請に係る書類を審査する。

2 市長は、前項の申請が第2条の目的に適合し、補助金を交付すべきものと認めるときは、その旨を様式第2号により通知しなければならない。

(創業事業の変更認定)

第 10 条 前条により創業事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、当該認定に係る創業事業（以下「認定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第 4 号を市長に提出し、変更の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、このかぎりではない。

(認定の取消し)

第 11 条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当する場合は、第 9 条による創業事業認定を取り消し、その旨を様式第 6 号により当該認定事業者に通知しなければならない。

- (1) 認定事業を取り止めたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったとき。
- (3) 認定事業者（法人の場合は役員等）が暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(補助金の交付申請)

第 12 条 認定事業者が補助金の交付の申請を行うに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 7 号）
  - (2) 補助対象経費収支予算書（様式第 8 号）
  - (3) 入管法第 19 条の 3 に規定する在留カード（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 4 第 1 項に基づき在留資格の認定を受けた者については、入管法第 19 条の 11 に規定する有効期間の更新を行った在留カード）
  - (4) 創業日を証する書類
  - (5) 賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し
  - (6) 福岡市税に滞納がないことの証明
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、第 9 条の規定による通知を受けた日の属する年度（以下「通知年度」という。）及び当該通知年度の歳出として交付された補助金額の算定の基礎となった月数が第 6 条第 1 項ただし書に規定する期間に満たない場合において当該満たない期間につき、通知年度の翌年度（以下「通知翌年度」という。）において、市長に対し、その定める期日までに行うことができるものとする。
- 3 前項の場合において、通知翌年度の申請に当たっては、第 1 項第 3 号から第 5 号に掲げる書類については、その内容に変更がないときは、同項の規定にかかわらず提出を省略することができる。
- 4 申請者は、第 2 項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明

らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 13 条 市長は、前条による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第 1 項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認められたときは、すみやかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(事業の実績報告)

第 14 条 前条第 1 項規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎年 4 月 30 日までに前年度の認定事業の実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の報告については、同項の規定に関わらず、認定事業が完了したときは当該完了した日から、又は認定事業の廃止の承認を受けたときは廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内に行うものとする。

3 交付決定者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 市長は、前条第 1 項及び第 2 項の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 14 号により当該補助金交付対象者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第 16 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 交付決定者は、補助事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 18 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、第 13 条の規定による補助金の交付の決定及び第 15 条の規定による交付すべき補助金の額の確定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認めるとき。
- (2) 第 11 条の規定により創業事業認定を取り消したとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。
- (4) 交付決定者（法人の場合は役員等）が暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がいたとき。

#### （補助金の返還）

第 19 条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じなければならない。

#### （立入検査等）

第 20 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### （規定外の事項）

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

#### （この要綱の失効）

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、平成 28 年度の歳出として交付された補助金額の算定の基礎となった月数が第 6 条第 1 項ただし書に規定する期間に満たないものについては、当該期間が満了するまでの間、平成 29 年 4 月 1 日以後も、なおその効力を有する。